

交通局長は、横交（労組）が6月30日に申し入れた、36協定の有効期間を1ヶ月とする改訂申し入れに対して、労使合意をせずに、10月31日に横浜南労働基準監督署長（労基署）へ「時間外労働、休日労働に関する協定」届を行いました。

労基署は、形式要件が整っているとし、平成20年8月1日～平成21年7月31日までの協定有効期間について受理をしました。

その後、組合は、11月4日に顧問弁護士と共に労基署を訪ねて、労基署担当者から36協定受理に至る経緯を聞くと共に、6月30日の組合から当局への申し入れについて説明し、「10月31日現在（交通当局が届出時点）労使合意に至っていない」ことから虚偽届である事を伝えました。

労基署は、組合と当局の主張の違いがあるとし、後日、交通局総務部長を呼び事情を聞くとしました。

横交は11月12日、三役で、再度、労基署を訪ねて労基署と交通局総務部長の話し合い内容と説明を確認し、組合主張との違いが未だに解消されないことから、労基署に労使双方が一同に会した場を設けて頂き、労使の主張の真実を判断してもらうこととしました。

11月17日、労基署立ち会いの下、組合と当局で虚偽届について話し合いました。

当局は、「届期間については組合と争いがあったが、有効期間について争いはなかった」とし、虚偽届の事実を否定しました。

組合は、6月30日以降の対当局公文書（執行委員会提出済み資料）を見ても、虚偽届は明白であることを主張し見解は平行線のままでした。

組合の意見は、当局に対して、虚偽届を認めて、組合の改訂申し入れを踏まえた、正しい36協定を締結して、改めて、労基署に届出を行うのであれば、組合は話し合いに臨む考えがある。

しかし、改善告示や36協定外労働について、今も当局は「努力している」「件数が減っている」と主張しているが、労基署も「現場で改善告示遵守なり、36協定外労働の協議が行われること」を求めていることから、本筋は、「法律を適正に遵守しているかが問題」で、当局がそのまま違法行為を続けるのであれば、組合は法的手段を取る考えを伝えた。

また、労基署に対しては、この虚偽届の受理を撤回しないのであれば本省への相談に入る旨を伝えました。

横交の虚偽届に対する今後の対応は、交通当局と労基署の姿勢を見て判断していきます。

横 浜 交 通 労 働 組 合